

平成18年5月17日

厚生労働大臣 川崎 二郎 殿

四病院団体協議会

社団法人 日本病院会
会長 山本修三
社団法人 全日本病院協会
会長 佐々英達
社団法人 日本医療法人協会
会長 豊田 堯
社団法人 日本精神科病院協会
会長 鮫島 健

日本療養病床協会
会長 木下 毅

医療療養病床における診療報酬改定に対する緊急要望

医療療養病床は、療養病床の再編、医療・介護報酬同時改定のもと、平成18年7月より新たな診療報酬体系となる。この新体系は、中央社会保険医療協議会の診療報酬調査専門組織である慢性期入院医療の包括評価調査分科会で出されたタイムスタディ・諸費用に基づく分類とは異なるものであり、医療区分1は医療療養病床からの撤退を促す報酬設定に他ならない。

現在、転換支援措置として位置づけ創設されようとしている「介護保険移行準備病棟」でもこの報酬では運営できず、さらに平成18年4月13日の厚生労働省「療養病床に関する説明会」資料における算定方式では、日割りで区分が変更となるため、一層運用を困難なものとしている。

一方、現行の介護保険事業計画における参酌標準（平成18年度～20年度）においては、今回の療養病床の再編は全く考慮されていない。このため、医療療養病床のうち介護保険施設（介護療養型医療施設、転換型老人保健施設など）へ移行できるのは、参酌標準に空きのある地域だけであり、多くの地域では介護保険施設への移行が不可能となっている。

このまま新報酬体系制度が施行されると、数ヵ月後には日本中の各地域で療養病床の閉鎖が起り、行き場の無い高齢者が多数発生することが想定される。

そのような事態を避けるため、下記の事項を要望する。

記

- 1 . 早急に医療区分における各区分の項目について検証を行い、項目の見直しを行う。
- 2 . 医療区分の算定方式を見直し、日割りではなく月単位での報酬とする。
- 3 . 早急に療養病床の再編を考慮した参酌標準の見直しを行う。
- 4 . 参酌標準が見直されるまで、参酌標準によって介護保険施設への転換が認められない地域における医療区分 1 に対しては、介護療養型医療施設と同等の報酬を医療保険から支払う。
- 5 . 今後の介護保険施設のあり方（医療提供のあり方も含む）については、広く国民、病院関係者等とともに十分な議論を行う。

以上